

令和元年第3回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和元年9月3日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見	亮一	君	2番	高道	洋子	君
3番	進藤	晴子	君	4番	榊原	深雪	君
5番	田利	正文	君	6番	熊澤	芳潔	君
7番	高橋	健一	君	8番	川上	修一	君
9番	高橋	秀樹	君	10番	二川	靖	君
11番	木村	明雄	君	12番	井脇	昌美	君
13番	吉田	敏男	君				

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺	俊一	君
足寄町教育委員会教育長	藤代	和昭	君
足寄町農業委員会会長	齋藤	陽敬	君
足寄町代表監査委員	川村	浩昭	君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山	晃徳	君
総務課長	松野	孝	君
福祉課長	保多	紀江	君
住民課長	佐々木	雅宏	君
経済課長	村田	善映	君
建設課長	増田	徹	君
国民健康保険病院事務長	川島	英明	君
会計管理者	横田	晋一	君
消防課長	大竹口	孝幸	君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田	聡	君
------	----	---	---

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田	利浩	君
-----------	----	----	---

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井	保志	君
事務局次長	野田	誠	君
総務担当主査	西岡	潤	君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 報告第 1 1 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 4＞
- 日程第 5 報告第 1 2 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 4＞
- 日程第 6 議案第 8 6 号 教育委員会教育長の任命について＜P 4～P 5＞
- 日程第 7 議案第 8 7 号 教育委員会委員の任命について＜P 5～P 6＞
- 日程第 8 議案第 8 8 号 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について＜P 6＞
- 日程第 9 議案第 8 9 号 足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例＜P 6～P 8＞
- 日程第 1 0 議案第 9 0 号 足寄町税条例の一部を改正する条例＜P 8～P 9＞
- 日程第 1 1 議案第 9 1 号 足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の一部を改正する条例＜P 9～P 1 0＞
- 日程第 1 2 議案第 9 2 号 足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 0～P 1 1＞
- 日程第 1 3 議案第 9 3 号 足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例＜P 1 1～P 1 2＞
- 日程第 1 4 議案第 9 4 号 足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例＜P 1 2～P 1 3＞
- 日程第 1 5 議案第 9 5 号 足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 3～P 1 4＞
- 日程第 1 6 議案第 9 6 号 足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例＜P 1 4＞
- 日程第 1 7 議案第 9 7 号 足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例＜P 1 4～P 1 5＞
- 日程第 1 8 議案第 9 8 号 足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 5～P 1 6＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和元年第3回足寄町議会定例会を開会いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、5番田利正文君、6番熊澤芳潔君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

7番。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 9月2日に開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日9月3日から9月19日までの17日間とし、このうち4日から10日までと13日から18日までの13日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日9月3日は、最初に議長の諸般の報告を受けます。

次に、報告第11号と報告第12号の報告を受けた後、議案第86号から議案第98号までを即決で審議いたします。

11日は、一般質問などを行います。

12日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承をお願いいたします。

なお、議案第99号から議案第103号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第104号と議案第105号は、平成30年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査といたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定であります。提出された際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承をお願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの17日間に決定をいたしました。

なお、17日間のうち、4日から10日までと13日から18日までの13日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、13日間は休会に決定をいたしました。

なお、13日、17日、18日の3日間は決算審査特別委員会を開催をいたします。

また、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、9月5日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 報告第11号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第11号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第11号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

令和元年5月22日から令和元年8月16日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請負は、2ページ及び3ページにございます別紙のとおり19件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第12号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第12号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告第12号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

令和元年5月22日から令和元年8月16日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負（上水道事業会計分）は、5ページにございます別紙のとおり4件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

地方自治法第117条の規定によりまして、藤代和昭君の退席をお願いいたします。

◎ 議案第86号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第86号教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第86号教育委員会教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町南2条4丁目27番地。藤代和昭氏。昭和26年12月31日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和元年9月30日をもって任期満了となることから再任をお願いするものでございます。

藤代和昭氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第86号教育委員会教育長の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第86号教育委員会教育長の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ただいま教育長に同意されました藤代和昭君から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

教育長 藤代和昭君。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） ただいま議会の同意をいただきましたが、私はもとより浅学にてぶこつ者ということですが、3期目ということで引き続き新教育委員会制度の教育長の職責を踏まえて、本町の身の丈に合った教育行政の推進に、微力ながら尽くせるように一生懸命頑張りたいなと思っております。

今後とも議会の皆様方の今まで同様の変わらぬ御指南をどうぞよろしくお願いをいたします。

◎ 議案第87号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第87号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第87号教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町驚府359番地5。星 明子氏。昭和43年4月10日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和元年9月30日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

星 明子氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第87号教育委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第87号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第88号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第88号固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第88号固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方税法第423条第4項の規定により、下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会補欠委員に選任したので、同条第5項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

選任した方につきましては、足寄郡足寄町西町5丁目2番地の40。大野雅司氏。昭和33年8月20日生まれでございます。

選任日は令和元年8月20日でございます。

選任理由につきましては、令和元年8月15日、前任者の欠員によるものでございます。

大野雅司氏の学歴、職歴の略歴につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第88号固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第88号固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第89号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第89号足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） ただいま議題となりました、議案第89号足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令、平成31年法律第152号が令和元年11月5日から施行されることになり、住民基本台帳に基づく住民票の記載について、氏に変更があった場合に旧氏の記載を求めることができるよう改正されたことから、住民基本台帳に記録され、年齢等の要件を満たす方を発行の対象とする印鑑証明について、国が示した基準である印鑑登録証明義務処理要領、昭和49年2月1日自治省行政局振興課長文書の一部が改正されることに伴い、本町の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に改正の内容について申し上げます。

議案書の9ページに改正文がございます。

足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

昭和58年条例第20号の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、事務処理要領の改正に沿って文言を改めたものでございます。

第5条第1項第1号は、印鑑登録の要件を規定している条項で、この条文中の氏名、「氏、名」の次に「、旧氏」の文言を加え、住民基本台帳法施行令の改正により、条例中の引用条項が変わりますので、これを改正するものでございます。

同条同項第3号においても、「氏名」の次に「、旧氏」の文言を加えるものでございます。

第5条第2項の改正については、第2条同様事務処理要領の改正に沿った文言に改め、第9条第2号については条文中の「氏名、氏」にの次に「(氏に変更のあった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」とする文言をつけ加える改正を行うものでございます。

附則において、本条例は令和元年11月5日から施行することとしております。

議案書10ページに新旧対照表を添付しておりますので、あわせて御参照願います。

印鑑証明は印鑑登録時に申請者から提出された申請内容をもとに作成した印鑑登録原票に基づいて、その登録印の印影並びに申請者の氏名、生年月日、住所等を記載して証明するものでございますが、本町は印鑑登録原票の記載内容については、条例施行規則で規定していることから、本条例の改正後にあわせて規則の改正を行うことで、このたびの法令改正に対応していく所存でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番。

○5番(田利正文君) 第5条についてちょっとお聞きしたいのですけれども、住民基本台帳に記録されている、その後に通称とありますね。こんなのはどんな、普通はどんなふうな状態でこういうふうに通称となるのか、ちょっと教えてほしいのですけれども。

○議長(吉田敏男君) 答弁、住民課長。

○住民課長(佐々木雅宏君) 答弁いたします。

田利議員から御質問のありました、通称というところでございますけれども、外国人とか、今住民基本台帳法で登録がなされているところですが、片仮名ですとか、いろいろな表記がございます。そういったものを通称と言っているというふうに理解してございます。

以上です

○議長(吉田敏男君) 5番。

○5番(田利正文君) 住民基本台帳の中に通称で記録されていることがあるということですか。そういうこともあるのですか。

○議長(吉田敏男君) ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） お時間いただきまして大変申しわけございません。勉強不足で大変申しわけございませんです。

先ほどの田利議員の通称に関する御質問ですけれども、本町にも外国人の方が何名かいらっしゃって、例えば片仮名の名前であれば正式にはマイケルだけども、登録としては例えばマイクだとか、そういう名前登録しているというのが例なのですけれども、実際には本町においては、例えば中国籍ですとか、韓国籍の方がもしいらっしゃるとすればそういう、本来は正しい名字で登録されるべきなのですけれども、通称名として日本の名字を使って登録されているという例がございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第89号足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第90号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第90号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） ただいま議題となりました、議案第90号足寄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書11ページをごらんください。

本条例の改正につきましては、消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止して、新たに課税されることとなります軽自動車税、軽自動車への軽自動車税環境性能割の課税免除及び非課税の取り扱いに関するものでございます。

軽自動車税環境性能割の創設につきましては、本町の条例では平成28年6月に改正を行い関係規定を設けたところで、その賦課徴収につきましては地方税法附則第29条の9及び条例附則第15条の2の規定に基づいて、当分の間軽自動車の定置場所の道府県が行うこととされております。

今回の改正は軽自動車税環境性能割に関するさらなる規定としまして、課税免除及び非課税の要件について、北海道の取り扱いに合わせる旨の内容を規定するために改正するものでございます。

改正の内容につきましては、まず附則第15条の3第2項の改正は、同法とありますけれども、これは地方税法を指しておりますので、その第445条2項に規定する軽自動車税の課税免除及び非課税につきまして、本町の条例の規定にかかわらず北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例によることを規定したものでございます。これにあわせて新たに規定する第15条の3の2で、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして足寄町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、北海道の

自動車税の環境性能割の減免の例により減免するということを規定するものでございます。

この改正は、軽自動車税は本来市町村税であるため、その課税免除及び非課税については、市町村の税条例で規定することになりますけれども、北海道が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして、足寄町長が定める軽自動車に係る環境性能割の賦課徴収と減免につきまして、当分の間定置場所所在道府県である北海道が北海道の自動車税の環境性能割の例により行うということを決めたものでございます。

軽自動車の環境性能割の課税免除、非課税の要件について、道内各市町村が北海道の取り扱いに合わせる旨の規定をしない場合、課税免除非課税の適用については、道内各市町村の条例に基づいて行うことになりまして、そうしますと市町村によって申請の様式が異なりましたり、あるいは申告期限の基準や取り扱いが異なるおそれがあるため、北海道においては全道統一の基準で課税免除、非課税の取り扱いを合わせることが適切と判断いたしまして、軽自動車の環境性能割の課税免除、非課税の取り扱いについて、北海道からの通知に基づきまして、今回の改正となったものでございます。

附則としまして、この条例の施行につきましては令和元年10月1日からとしております。

議案書12ページに新旧対照表を添付しておりますので、あわせて御参照いただければと存じます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第90号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第90号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第91号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第91号足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第91号足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、本条例において引用している文言を改正するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

13ページをお開き願います。

足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の一部を改正する条例。

足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の一部を次のように改正

する。

第2条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

附則ですが、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

なお、13ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第91号足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時まで休憩をいたします。

午前10時46分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第92号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第92号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第92号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、子ども子育て支援法の一部改正により、令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化事業が実施されることに伴い、本条例に規定する一時保育事業が国の無償化事業の対象となるため、事業実施に対応するための所要の改正を行うとともに、法律改正に伴って本条例において引用している条文を改正するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

14ページをお開き願います。

足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条、第7条の改正につきましては、文言の整理を行うものでございます。

別表第1を別表とし、同表備考に次の2項を加える。

4 保育の必要性の認定を受けた満3歳に達する日後における最初の4月1日から小学校へ入学する日の前日までの子どもの保育料は、子ども・子育て支援法施行令第15条の6第3項の額内において負担上限額を0円とする。

5 保育の必要性の認定を受けた町民税非課税世帯の0歳から満3歳までの子どもの保育料は、政令第15条の6第4項の額内にお

いて満3歳に達する日の属する年度までの末日までの間、0円とする。

附則ですが、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

なお、15ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第92号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第92号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第93号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第93号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第93号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化事業が実施されることに伴い、児童発達支援センターを利用する3歳から5歳までの幼児の利用料が無償化対象事業となるため、現在足寄町の条例で就学前までと規定している免除規定を満3歳に達する日の属する年度の末日までの間とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

16ページをお開き願います。

足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例。

足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「の各号」を削り、同項第1号ただし書中「かつ」を「かつ、」に、「ときは」を「者については、満3歳に達する日の属する年度の末日までの間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、満3歳に達する日後における最初の4月1日から小学校へ入学する日の前日までの間の利用料は、0円とする。

附則ですが、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

なお、16ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第93号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第94号

○議長(吉田敏男君) 日程第14 議案第94号足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長(保多紀江君) ただいま議題となりました、議案第94号足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、議案第93号と同様の理由により、無償化事業を実施するための所要の改正を行うものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

17ページをお開き願います。

足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例。

足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第1条におきましては、文言の整理を行うものでございます。

附則に次の2項を加えるものでございます。

利用料に関する特例といたしまして、2項として、第5条第1項第1号ただし書の免除に関する規定は、満3歳に達する日の属する年度の末日までの間の児童に適用する。

3 満3歳に達する日後における最初の4月1日から小学校へ入学する日の前日までの間の利用料は、第5条の規定にかかわらず、0円とする。

附則ですが、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

なお、17ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第95号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第95号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長(佐々木雅宏君) ただいま議題となりました、議案第95号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、消費税法の改正に伴い、し尿等処理手数料の改定を行うものでございます。

し尿等処理手数料にかかる消費税の扱いにつきましては、これまで改定の経過の中でいづれも内税として税込み金額で規定してきましたことから、今回におきましても税込み金額として規定したいと考えてございます。

改正の内容でございますけれども、議案書19ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

このたびの改正は、し尿等処理手数料を規定する別表の改正となりまして、し尿等処理手数料につきましては、基本料金と超過料金に分けて規定しております。

基本料金は取扱区分400リットルの区分には変わりはなく、改訂後1,870円として現行より30円の引き上げ、超過料金につきましては400リットルを超えるものにつ

いて1リットルにつき、この1リットルの区分については改正はございませんけれども、超過料金として8銭引き上げまして4円68銭とするものでございます。

超過分につきましては、消費税導入以前の4.26円という数値を基礎として、これまで改定してきておりまして、今回におきましても4.26円に10%の消費税を加算した金額を算出しまして、1銭未満の金額を切り捨てたものでございます。

基本料金につきましては、本町の超過料金の1リットル当たり単価に400リットルを乗じて算定しておりまして、4.26円の110%の金額に400リットルを乗じた金額を算出しまして、10円未満の端数につきましては四捨五入した結果切り下げとなりまして1,870円となったものでございます。

議案書18ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和元年10月1日から施行するとしております。

経過措置といたしまして、別表の規定は条例の施行日以後に収集するし尿等について適用し、これより前に収集されたし尿等の手数料につきましては従前の例によるものとしてございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第95号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第96号

○議長(吉田敏男君) 日程第16 議案第96号足寄町営農用水道等の条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました、議案第96号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者について、5年ごとに指定の更新を行うことと規定されたことにより、営農用水道等条例においても事業者について指定の更新を行うこと及び更新の手数料について規定をするため改正を行うものでございます。

また、第33条につきましては、水道法施行令の一部改正により、対象となる条数の改正を行うものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例。

足寄町営農用水道等条例の一部を次のように改正する。

第4条第7号におきまして、「した者」の次に「又は法第25条の3の2の指定の更新

を受けた者」を加える。及び第30条第1項第1号中「事業者の指定」の次に「又は更新」を加える。並びに第33条第1項中「第4条」を「第6条」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

なお、21ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第96号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第96号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第97号

○議長(吉田敏男君) 日程第17 議案第97号足寄町水道事業給水条例の一部を改正

する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第97号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、議案第96号と同様に、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者において、指定の更新を行うこと及び更新の手数料について規定するための改正並びに水道法施行令の一部改正に伴い、対象となる条数の改正を行うものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

足寄町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第3条第7号におきまして、「した者」の次に「又は法第25条の3の2の指定の更新を受けた者」を加える。及び第30条第1項第1号中「事業者の指定」の次に「又は更新」を加える。並びに第33条第1項中「第4条」を「第6条」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

なお、23ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第97号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第98号

○議長（吉田敏男君） 日程第18 議案第98号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

消防課長 大竹口孝幸君。

○消防課長（大竹口孝幸君） ただいま議題となりました、議案第98号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成28年5月成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、検討を加え必要な見直しを行うことなどが定められました。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権

利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年12月14日から施行することとしております。

なお、24ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改

正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第98号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、9月11日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時29分 散会